

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第十四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（防疫等作業従事職員の特殊勤務手当） 第二十一条（略） 3 特殊勤務手当条例第四条第一項第二号に規定する防疫等作業従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる防疫作業に従事したときに支給するものとする。 2（略） 一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症、結核及び鼻疽に係る防疫作業 二 家畜伝染病予防法第二条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会の定める家畜伝染病に係る防疫作業であつて、次に掲げるもの イ まん延を防止するために行う家畜のト殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 ロ 豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業 4 特殊勤務手当条例第四条第二項ただし書に規定する人事委員会規則で定める防疫作業は、前項第二号イに掲げる防疫作業とする。 5（略）	（防疫等作業従事職員の特殊勤務手当） 第二十一条（略） 3 特殊勤務手当条例第四条第一項第二号に規定する防疫等作業従事職員の特殊勤務手当は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条に定める家畜伝染病のうち次の各号に掲げるものに係る防疫作業（ただし、第二号に掲げる家畜伝染病に係る防疫作業にあつては、まん延を防止するために行う家畜のト殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に限る。）に従事したときに支給するものとする。 一 流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、結核病及び鼻疽 二 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会の定める家畜伝染病 4 特殊勤務手当条例第四条第二項ただし書に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、前項第二号に掲げる家畜伝染病とする。 5（略）

第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第十五条関係）			別表第一（第十五条関係）		
職	員	調整数	職	員	調整数
十一（略）		（略）	十一（略）		（略）
十二 こども家庭センターに勤務する職員で児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定に基づいて行う児童の福祉に関する業務に直接従事することを本務とする児童福祉司、児童心理司、保健師、児童指導員、心理療法担当職員、保育士及び看護師並びに児童相談、児童虐待通告に係る調査及び措置、児童相談における心理診断及び心理療法並びに児童の一時保護における指導及び行動観察の業務に直接従事することを本務とする職員					
二					

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和三年一月一日から施行する。